

## 総務常任委員会調査報告書

(平成21年12月定例会)

### 1 調査事件

地域振興について

### 2 調査目的

近年、地域資源を生かして地域ごとの個性を發揮し、住民自らが誇りのもてる地域社会づくりが活発化してきている。本町においても、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会づくりが求められており、地域振興について調査をすることとした。

### 3 調査経過

平成21年 6月 3日 (会期中)

平成21年 6月 9日 (会期中)

平成21年 6月 12日

平成21年 6月 18日 (協議会)

平成21年 6月 22日

平成21年 7月 8日

平成21年 7月 24日

平成21年 8月 3日～8月 5日 (視察調査)

(鳥取県鳥取市、島根県奥出雲町、広島県神石高原町)

平成21年 8月 14日

平成21年 8月 21日

平成21年 9月 2日 (会期中)

平成21年 9月 11日 (会期中)

平成21年 9月 17日

平成21年 11月 6日

平成21年 11月 10日

平成21年 11月 25日

### 4 調査結果

#### [現況]

本町は、人口の減少や高齢化、核家族化が進行するなか、合併して4年が経過し総合計画の見直しや地域情報化基本計画の推進などの課題をかかえている。本町ではこの間、各自治会に対し複雑で負担の多い補助金申請などの事務手続きを簡素化し、より使いやすく活動しやすい制度として見直しを行った。現在、定住

対策事業を推進するため、空家の実態調査や、定住促進総合ガイドを作成し、定住及び交流人口の拡大に努めている。また、現行の過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）は平成 22 年 3 月で失効するので、今後の動向を注視して行く必要がある。

(1) 地域コミュニティーの構築について

ア 住みやすい地域づくり活動交付金

これまでの補助金制度を自治会及び行政双方の事務手続きを簡素化し、負担軽減を図ると共に、自治会がより使いやすく、活動しやすい制度を目指し、平成 20 年度に現行の交付金制度として見直しを行った。平成 20 年度は、115 集落に、合わせて 2,771 万円を交付している。また、21 年度の交付決定額は、2,315 万円である。

イ 集会施設等整備事業補助金

自治会等の活動の拠点となる集会施設等を整備する場合に交付するもので、平成 20 年度は、4 自治会が対象となり、262 万円を交付している。また、21 年度の交付決定額は、765 万円であり、その内訳は、新築 1 集落、増改築 8 集落、解体 1 集落となっている。

ウ 地域活性化事業助成金

自ら考え自ら実践する地域活性化事業に対し、事業の実施主体である実行委員会等に助成金を交付するもので、平成 21 年度は 2 つの事業（最上川・立谷沢川夏まつり、ベガ月山）に、合わせて 200 万円を交付している。

エ コミュニティー助成金

宝くじの収益金を振興協議会並びに地域づくり会議に対し助成するもので、毎年 250 万円ずつ二つの学区等へ助成している。平成 20 年度は、第 4 学区と清川地区に、平成 21 年度は、第 3 学区と立谷沢地区に交付している。

(2) 移住定住の促進及び支援について

ア 定住促進総合ガイドの作成

各課で取り組んでいる定住に関する施策をわかりやすくするために冊子にまとめたもので、平成 21 年 7 月に第 1 版を作成し、11 月に第 2 版を作成している。

イ 空き家情報活用システム要綱の策定

空き家の有効活用を通して、町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るために定めたものである。

ウ ホームページの定住支援サイトの開設

本町の定住を促進するため、空き家・空き地の情報提供や、定住に関する支援制度を紹介している。現在 6 件の空き家情報が公開されている。

エ 若者定住促進事業

今年度から実施した事業で、本町の定住促進を図るため、町内の若者定住の促進と町外から若者を呼び込むことをねらいとして、定住する意思を持って住宅を取得する若者夫婦世帯に助成するもので、以下の3事業がある。

- (ア) 若者定住家賃助成事業（家賃助成金）
- (イ) 若者移住促進助成事業（移住助成金）
- (ウ) 若者定住支援助成事業（定住助成金）

#### オ 空き家の実態調査

空き家情報については、現在までに7件の登録があり、内2件が契約済み、内1件が交渉中、内1件が登録の取り消しとなっている。これまでには、立川地域のみであったので、現在、余目地域の空き家の実態を調査中である。（臨時職員を1人雇用し調査中）

#### (3) 地域資源を活かした交流人口の拡大について

##### ア 南三陸町との交流

南三陸町との交流として、わかめ漁業体験交流を11月と2月に実施しており、今年度は18人が参加している。

なお、社会教育課において小学生国内交流事業を実施しており、毎年相互に交流を行い、今年度は庄内町からは29人、南三陸町からは40人が参加している。

#### (4) 大学等との連携による地域の活性化について

ア 東北公益文科大学より、本町の委員会等に委員として協力をいただいている。  
なお、協力いただいている委員会等は以下のとおりである。

- (ア) 振興審議会委員： 1人
  - (イ) 行政改革推進委員会委員： 1人
  - (ウ) 男女共同参画社会推進アドバイザー： 1人
  - (エ) 庄内町情報発信研究所（キラリしようない）の特別研究員： 2人
- イ 山形大学最上川学推進センターより、立谷沢川流域振興プロジェクト事業への参加協力をいただいている。
- ウ 庄内総合高校では、今年度、地域と学校との連携として、庄内町の観光プランの作成、あまるめ秋まつりへの出店、廿六木地区農地水環境保全会との連携、第三小学校とのパソコン実習の実施や陸上・体操の体育授業の実施等を行っている。

#### 〔課題〕

##### (1) 地域コミュニティーの構築について

ア 人口減少や少子高齢化、若者流出や情報化社会の進展などによって、人と人とのつながりの希薄化から、コミュニティーの崩壊が進んでおり、共同作業な

どが困難になってきている。住んでいる地域を自分達の力で自主的に住みよくしていく地域社会づくりが求められている。

#### (2) 移住定住の促進及び支援について

ア 本町の定住対策事業は、それぞれの課で取り組まれており、定住に関する施策をわかりやすくするために、定住促進総合ガイドとして冊子にまとめている。

イ 本町では、ホームページで定住支援サイトを開設し、空き家情報や空き地情報などを発信し、効果があがりつつある。

ウ 団塊世代の大量退職の時代を迎えて、田舎暮らしをしたいという人たちが増えている。本町の魅力をいかに発信し、交流人口を増やして行くかが定住促進には必要である。

#### (3) 地域資源を活かした交流人口の拡大について

ア 都市部からの住民の来訪は、直接的には経済効果が得られるほか、自分たちの住む地域の持つ資源の価値を再発見するよい機会となっている。一方、都市の住民は健康志向や環境意識の高まりから、あるいは「ゆとり」や「いやし」を求めて地方に対する関心を高めている。そうした双方の関心の高まりを背景として、いま都市と地方との共生と交流の動きが全国各地に広がっており、本町でもこれまで以上に力を入れることが求められている。

イ これまで、北月山荘を核とし、「誘客」による経済効果の創出などで過疎化に歯止めをかけようと努めてきたが、必ずしも成果があがっていないのが現状である。各界各層の連携や系統立った取り組み、地元住民が積極的に関わっていく仕組みづくりの不足、地域資源の特色をうまく活かしきれていなかったことがその要因として考えられる。改めて、地域資源の価値や恵みについての理解を深めながら、協働して誘客の拡大に取り組んでいくことが求められている。

#### (4) 大学等との連携による地域の活性化について

ア 近年、地方公共団体では、地域の活性化のため、産業の分野だけでなく、福祉など多くの分野で、地域の大学などの高等教育機関と連携し、さまざまな事業を展開するようになっている。地方公共団体が取り組むべき分野が拡大し、町づくり、環境保全、福祉、観光などの分野でも積極的に大学などと連携していく事例が増えており、本町でもこれまで以上に取り組むことが求められている。

### [意 見]

#### (1) 地域コミュニティの構築について

ア 住んでいる地域を自分達の力で自主的に住みよくしていくためには、地域の担い手となるリーダーの存在が重要であり、リーダーの育成が必要である。よって、住みやすい地域づくり活動交付金の交付対象事業として、リーダー育成

のための支援制度を立ち上げるべきである。

イ これまで過疎法により、過疎地域における生活環境の整備や地域の自立促進に向けて支援措置が講じられてきた。一層充実した新過疎法の制定に向け働きかけるべきである。

#### (2) 移住定住の促進及び支援について

ア 本町の定住対策事業では、定住に関する施策をわかりやすくするための定住促進総合ガイドの作成や、臨時雇用を活用しての空き屋の実態調査を行っており、窓口対応についてはワンストップ窓口対応に努めているが、先進自治体に比べると未だ不十分である。そのため、相談者からより信頼してもらうために、ワンストップサービス体制の構築に、より一層力を入れるべきである。また、今後の需要動向をふまえた上で専属の人員の配置が必要である。

イ 本町では、ホームページで定住支援サイトを開設し、空き家情報や空き地情報などを発信し、効果があがりつつある。より効果をあげるために、きっかけづくりのための交流事業や移住希望者の不安を払拭するための取り組みが必要である。例えば、本町の交流事業に参加してもらい、希望者にはお試し体験住宅で生活していただいたり、仕事の相談や移住先の代表者等との面談を行うなど、移住希望者とのきっかけづくりや不安を払拭するための取り組みを実施すべきである。

ウ 本町では、今年度より、若者定住促進事業を実施しているが、若者の流出を抑えるためには雇用の場の確保も重要であり、企業誘致にこれまで以上に力を入れると共に、既存の支援制度のさらなる充実強化を図り、地場産業の育成に努めるべきである。

エ 本町では、ホームページで定住支援サイトを開設して、定住促進に取り組んでいる。その中の、庄内町の魅力一覧で、子育て応援メニューについては45項目を紹介しているが、福祉支援制度については、無料入浴券のみの紹介である。団塊世代の定住促進として、福祉支援制度の紹介も充実すべきである。

#### (3) 地域資源を活かした交流人口の拡大について

ア 岩魚、鮎、山菜、そば、名水百選の立谷沢川、山莊、羽黒古道、月山登山、炭焼きなど、立谷沢地区には地域おこしの条件が揃っているので、それらの資源を活用した食材等を提供する拠点づくりに力を入れるべきである。

イ 農山村の文化的な地域資源も含め立谷沢川流域の魅力を満載した、宿泊付きの体験ツアーを企画すべきである。

#### (4) 大学等との連携による地域の活性化について

ア 第三者の目線での地域の活性化として、大学生より本町のイベントやグリーンツーリズムに参加してもらい、共に実施する仕組みづくりなど、若者達の感性を取り入れるべきである。

イ 東北公益文科大学では、平成18年に、地域との窓口として地域共創センターを開設している。本町でも、地域の活性化のために積極的に活用すべきである。

ウ 庄内総合高校では様々な活動を実施しており、今後も庄内総合高校との連携を密にして、地域の活性化を促進すべきである。

以上が今回の調査報告書である。人と人とのつながりが希薄化の傾向にある中、地域住民自らが主体性・自主性をもって各種活動に取り組むことにより、お互いの連帯感や信頼関係が構築される。それにより、うすれつつある「相互扶助の精神」が醸成され、地域の総合力の向上を通して、地域の活力を生み出すことが重要である。なお、調査事件「地域振興について」は範囲が広いため、主に所管の情報発信課の調査を実施し、大きく4つの項目についてとりまとめたところである。

視察地 鳥取県鳥取市

1 視察年月日 平成 21 年 8 月 3 日（月）

2 視察の目的

移住定住の促進および支援について

3 視察地の概要

鳥取市は、明治 22 年に市制を施行し、以来県都として、また、山陰地方の東部の中核都市として、政治、経済、文化の中心として発展してきた。

平成 16 年に鳥取県東部の 6 町 2 村との市町村合併により、山陰地方では初めての 20 万人都市へ、さらに平成 17 年には特例市となった。

既存の空港をはじめ平成 6 年に智頭線開通、平成 21 年には中国自動車横断道姫路鳥取線の開通を目指し順次整備が進められるなど、首都圏および近畿圏とのアクセスが短縮され、さらなる市勢発展の基盤整備ができつつある。

鳥取市の市勢（平成 21 年 4 月現在）

人口 196,110 人

世帯数 74,759 世帯

4 市の取り組みと概要

（1）事業の開始と経緯

人口減少に歯止めをかけるため平成 18 年に副市長をトップとした各課横断的な人口減少対策本部を設置し各課の連携を密にした。

同年「鳥取市定住促進・U ターン相談支援窓口」を開設し、情報発信とともに、2 人の専任相談員（嘱託）を配置し全国からの問い合わせに対し親切・丁寧・親身になって対応するメンタルな部分と、多様なニーズに対応できる支援制度を充実させることによって成果を上げている。

（2）事業の目的

移住定住の専門窓口を設置することにより、関連情報の収集、発信の一元化を図り、特に若者や団塊の世代を中心に県外から鳥取市への移住定住を促進することを目的としている。

## 5 事業の内容

### (1) お試し定住体験事業（平成 19 年 6 月～）

鳥取県外から、鳥取市へ定住を希望する方へ一定期間、体験住宅を貸し出しどる事業。

鳥取駅から車で 30～40 分の立地にある旧職員住宅や空き家を 3 日以上 2 カ月以内の期間で家賃 1 日 1,000 円で提供する。

（家電・家具等の備品は完備、電気・上下水道・燃料代は別途徴収）

### (2) U J I ターン住宅支援事業（平成 19 年 4 月～平成 22 年 3 月まで）

鳥取県外から鳥取市へ定住するため、市内に住宅を購入、建設または賃借し改修する者に 20 パーセントを補助する。

（詳細は添付資料 1 参照）

### (3) U J I ターン希望者無料職業紹介（平成 19 年 1 月～）

市内の無料職業紹介所に雇用アドバイザーを配置し、U J I ターン希望者に求人情報を提供するとともに、就業相談を実施する。

### (4) とっとりふるさと就農舎（平成 19 年 4 月～）

農業を目指す若者に対し、栽培から販売まで 2 年コースの実践的研修を行い、鳥取市への就農定住を支援する。

また、研修期間中の生活支援及び、研修終了後の新規就農者を対象とする定住円滑・農地の賃借料・農業機械、施設等への助成や整備資金の無利子貸し付けといった支援制度を実施している。

（詳細は添付資料 2 参照）

### (5) U J I ターン者受け入れ自治会等支援事業（平成 19 年 10 月～）

空き家登録から自治会への溶け込みまで、U J I ターン者を積極的に受け入れようとする自治会と空き家提供者に交付金を交付する。

（自治会 30,000 円、空き家提供者 30,000 円初年度の未交付）

### (6) 鳥取ふるさと U I （友愛）会（平成 19 年 10 月～）

U ターン相談窓口を通じて定住した方々を中心に設立。鳥取市に移住定住された方が楽しく有意義で快適な生活ができるように、定住者の交流やネットワークづくりに取り組んでいる。

### (7) 鳥取市ふるさと定住促進協会（平成 19 年 5 月～）

鳥取市、宅地建物取引業協会、JA 鳥取いなば、自治連、金融機関、大学、鳥取ふるさと U I （友愛）会などの各種機関・団体との情報共有、連携による定住促進・U J I ターン者の取り組みの一層の強化と新たな取り組みの検討をする。

## 6 実施しての成果

窓口開設以来 2,400 件を超える移住定住の相談に対応し、お試し定住体験は 48 組（そのほとんどが 1 週間以内の短期利用）の利用者があった。こうした平成 18 年からの取り組みの結果 111 世帯、244 人の定住者があった。

また、とっとりふるさと就農舎の研修制度では、この 3 年で 7 人の研修生を迎えて、すでに 1 期生 3 人が研修を終え市内で就農し、残り 4 人も研修が終了しだい就農することであった。

## 7 実施しての課題や方向性

(1) 今以上に移住定住を促進するためには、移住定住者が生活の糧を得る職場の確保が絶対的条件である。担当課で企業誘致に努力をするも景気が冷え込むなか、厳しい状態であり今後最大の課題である。

(2) 一連の事業に当初予算で 639 万円を計上しており、この事業で市の人口が増加することにより、どれだけの公益があり、市民がどれだけのメリットを享受できるのか具体的なデータを示して説明責任を果たすことが重要であり、事業を継続していくために一層力を入れていきたいとのことであった。

## 8 考察

市の取り組みが全国的に注目されるようになり、市の公式ホームページの U ターン相談窓口専用サイトのアクセス数は、これまで 35,000 件を突破し、窓口に 2,400 件の相談があった。この問い合わせに対し、2 人の専従の専門相談員を配置し、窓口体制を整備して 111 世帯、244 人の定住という実績を上げた。

特筆すべきは、244 人のうち約 30 パーセントは I ターン、いわゆる鳥取市とは縁もゆかりもない人たちだということである。

担当者に伺うと、近畿など周辺自治体の中には鳥取市以上に手厚い支援策を実施しているところもあるとのこと、にもかかわらず鳥取市を選んでいただけるのは、全国で開催される新・農業人フェアや、ふるさと回帰フェアでの熱心な PR をしていることと、専門窓口開設によるワンストップ・即応・熱心で誠実な対応により移住を希望している皆さんから、この街に「縁」を感じていただいた、その結果ではないかとのことであった。

そしてこの対応を可能にしている 2 人の専任相談員が、ともに移住定住の苦労を身をもって体験した U ターン定住者であるとのことであった。まさに適材適所である。

我町にも合併時に新設された情報発信課があり、情報発信には力を入れているが、情報発信は、あくまでもきっかけづくりであって、興味を持ってくれた移住希望者の多様なニーズに対する対応力が求められている。

移住希望者に、この街に住むという決断をさせるのは、インターネット等を通じ情報を得て初めて接触をしてきた方々を大事にして、大きな「縁」に育っていく窓口の

熱心で親身になった対応であり、鳥取市ではその手段として、まずは交流があって、そしてお試しがあり、移住希望者の不安を払拭し納得してもらうために希望者と移住地域の代表、市の専任相談員との三者面談をおこなっており、移住定住を促進するには移住するまでのプロセスづくりが大切であると実感した視察であった。

## 鳥取市UJIターン住宅支援事業の概要

### 1. 事業概要

- ・定住の目的で市内に住宅を購入、建設又は賃借する者に対し、その住宅の購入、建設又は改修に要する費用を助成する。
- ・市が助成する費用のうち、その45%を国、55%を県及び市が負担する。

### 2. 事業実施期間

平成19年4月から平成22年3月までの期間(3年間)

### 3. 助成対象要件

- ・補助対象者は鳥取県外の在住者であること。  
ただし、鳥取県外から転入して6か月以内の者は対象とする。(住民登録により確認)
- ・補助対象者は、補助金の交付を受けてから5年以上鳥取市に住民登録すること。
- ・補助対象者は、住宅の所有者ではなく入居する者とする。
- ・建設、改修工事は鳥取市内に本店又は営業所等を有する業者で施工すること。

### 4. 助成対象範囲

定住する住宅の購入、建設又は改修に要する費用(500千円以上のもの)

### 5. 助成額

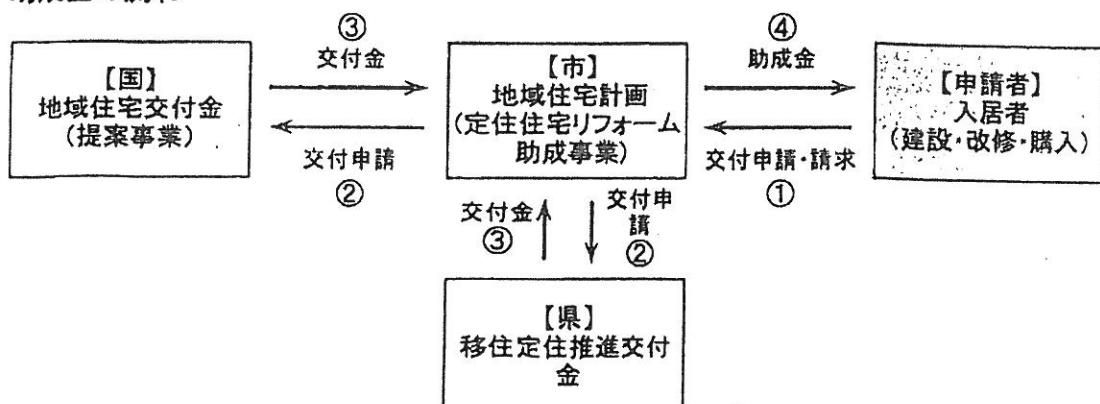
補助対象経費 × 補助率 = 補助額(限度額を超える場合は限度額)

転入者の状況	定住する人数	補助率	限度額
住宅を新築又は購入する場合	1人	5／100	500千円
	2人以上	10／100	1,000千円
住宅を改修する場合	人数を問わない	10／100	1,000千円
	1人	10／100	1,000千円
本市が出資する法人等が開発する分譲地、過疎地域にある分譲地又は土地区画整理事業による保留地(事業面積5ha以上に限る)に住宅を新築又は購入する場合	2人以上	20／100	2,000千円

### 6. 助成基本額

10,000千円／戸(国225～900千円、市275～1,100千円、入居者8,000～9,500千円)

### 7. 助成金の流れ



## 8. 助成率の考え方

【国】 基本額の 22.5/1000 ～90/1000	【県】【市】 基本額の 27.5/1000 ～110/1000	【申請者】 基本額の 800/1000 ～950/1000	助成基本額を 超える額は 入居者負担
← 助成額 →			
← 助成基本額(10,000千円) →			
← 建設・改修・購入費 →			

### 【負担割合】

◎助成額ベース

国:45%、県及び市:55%

◎助成基本額ベース

国:2.25%～9%、県及び市:2.75%～11%、入居者:95%～80%

## 9. その他

- ・申請は必ず事業開始前に行ってください。
- ・補助の対象となるのは、居住の用に供する部分に係る経費です。土地の購入費用、付属家等は対象になりません。

とつとりふるさと就農会農業研修期間中及び就農後における支援制度

添付資料No.2

H21.4から適用

区分	事業名	支援制度	支授対象者	助成額	助成期間	備考
研修期間中	とつとり農業体験事業 滞在経費助成	農業体験者(研修生)	100千円／月	2カ年		
		農業体験者(研修生)の家族	30千円／人／月	2カ年	同伴家族最大2名まで上乗せ助成	
	住居家賃助成	農業体験者(研修生)[独身者除く]	上限50千円／月	2カ年	独身者は、研修施設において共同生活	
就農時及び就農後	就農準備金支給 住宅修繕助成 住宅家賃助成 研修支援派遣事業	農業体験事業終了者及び見込者 (就農認定者)	200千円	就農時		
		農業体験事業終了者及び見込者 (就農認定者)	500千円／戸	入居時	助成対象範囲の限定有り	
		農業体験事業終了後の新規就農者 (就農認定者)	家賃の1／2 (上限27千円／月)	2カ年		
		農業体験事業終了後の新規就農者 (就農認定者)	最高56千円／月	2カ年	生活支援と研修生同士のネットワークづくりへの支援、研修指導補助又は研修生の受入に対し 2千円／hrを支給	
		農業体験事業終了後の新規就農者 (就農認定者)	農地賃借料 全額	5カ年		
		農業体験事業終了者及び見込者 (就農認定者)	事業費の1／2 上限20,000千円	就農から 5年以内	就農計画に基づく機械等の整備に助成 県1／3、市1／6	
	就農施設等資金	農業体験事業終了者及び見込者 (就農認定者)	償還12年以内 (最長5年据置)	無利子	就農開始から5年間 機械・施設・資材等の経費貸付け	
	就農アドバイザーチーム	農業体験者(研修生)及び就農者			研修2年目から就農後2年の3年間、研修生毎にアドバイザーチームを活用 配置2年目は、県の就農・暮らしアドバイザーチームを配置	

視察地 島根県奥出雲町

1 視察年月日 平成 21 年 8 月 4 日 (火)

2 視察の目的

地域資源を生かした交流人口の拡大について

3 視察地の概要

平成 17 年 3 月に旧仁多町と旧横田町の合併により誕生した町であり、島根県の東南端に位置し中国山地の峰を隔てて広島県と鳥取県に接する神話に名高い斐伊川の源流にあり合併後、地域間格差の是正、均衡ある発展を目指し各家庭まで光ファイバーを接続した全国最先端の町である。

奥出雲町の町勢（平成 20 年 12 月現在）

人口 15,641 人

世帯数 5,028 世帯

4 町の取り組みと概要

(1) 事業の開始と経緯

人口の減少に歯止めをかけるため、合併前の仁多町として平成 4 年から平成 12 年の間に町 100 パーセント出資の第 3 セクター 7 社を設立、地域資源を生かした産業を町が中心となって確立し、町内での雇用を生み出すとともに交流人口の拡大に成功している。

また交流人口拡大を人口減少対策につなげるため、町が空き家を買い取り改修して賃貸する事業や I ターン定住者に対する支援制度を充実させることによって成果を上げている。

(2) 事業の目的

町が中心となって地域資源を生かした産業の創出と移住定住希望者にとって魅力ある住居を整備することにより、人口減少に歯止めをかけるとともに町の活力を引き出すことを目的としている。

5 事業の内容

(1) 若者定住対策事業

50 歳未満の I ターン者または新規学卒者で町内に住居があり就職している者（就職先は町外でも可）に初年度に限り奨励金を交付する。

なお、奨励金交付後 3 年間は町に定住すること。

交付奨励金 I ターン独身者 50,000 円

I ターン世帯者 100,000 円

## (2) 空き家活用定住住宅整備事業

町内の空き家を町が買い取りし、改修したうえで一戸建てタイプの定住住宅としてU・Iターン者に賃貸している。

入居者の募集は全国版「田舎暮らしの本」に無料掲載して募る。

現在8戸を整備、1戸買い取り改修費用は約1,000万円、これを月25,000円から45,000円で賃貸している。

## (3) 賃工場事業

空き工場を町が買い取り、改造整備を行ったうえで民間企業に貸し出す。

現在2つの工場を賃貸し76人の雇用を確保している。

## (4) 固定資産税の優遇措置

町が誘致した企業に対し固定資産税を3年間免除する。

現在誘致企業10社で約700人の雇用を確保している。

## (5) 第3セクターによる雇用創出と地元産品のブランド化事業

町出資率100パーセントの第3セクター7社（米販売・観光開発・酒造・椎茸買い取り販売・公共交通・堆肥センター・特産物販売）を設立し農業振興と観光開発の相乗効果により町を活性化させ、同時に雇用を創出する。

（各社の詳細は添付資料参照）

ほぼすべての会社が黒字決算であり7社で合計325人の雇用を生み出している。

## 6 実施しての成果

空き家活用定住住宅整備事業により8世帯20人が定住した。

第3セクターにおいて、農業部門では良質米生産と営業努力の結果、仁多米としての規格をクリアした米は60キロ当たり2万円で農家から買い取りし仁多米の名声を高めるとともに、農家の生産意欲を高めている。

椎茸では、町の農家で生産される全量を市場の年間平均価格以上で買取ることにより、生産者のネックである調整・パック詰めから解放し、栽培することに専念できる環境をつくることにより栽培規模の拡大を可能にしている。

また、会社側では販売店からの多様なパッケージング要望に対応する努力と買取りすることにより委託販売ではできなかった、目先の利益にとらわれない中長期的な販売戦略を立てることで有利販売につながっている。

観光では玉峰山荘が全国旅行情報誌で「お気に入り温泉ランキング」2年連続県内1位に選ばれるなど、年間利用者約14万人を数え、町民の健康増進と交流人口の拡大に貢献している。

## 7 実施しての課題や方向性

空き家活用定住住宅整備事業では、田舎暮らしの魅力を味わえるこだわりの住宅が功を奏し全国からの問い合わせが多く好評であるが、改修して魅力のできる住宅の素材として適した空き家の確保が困難であり、個数を増やせず希望者の要望に応えきれない状況である。

第3セクターにおいては、各会社が優秀なリーダーのもとに確かな方向性と社員の熱心な努力で実績を上げている。

ビジネスとしてのリスクを常に抱えての経営を考えるとき今後も人材の育成と確保が重要と思われる。

## 8 考察

空き家・空き工場の賃貸については町が買い取ったうえでの改修・改造し賃貸するという積極的な事業展開をするとともに、第3セクターでは町100パーセント出資で7社設立するなど、一見大胆な取り組みのように見えるそれぞれの政策も視察してみると、あらゆる角度から計算しつくされており、緻密かつ大胆を感じた。

特に現場を視察させていただいた（有）出雲椎茸は、地元農業の問題点を調べあげたうえで農家の生産意欲を刺激し、増産した農産物を武器に新たな販売戦略を展開、それを一つの産業として確立させ多くの雇用を生み出している。

（株）奥出雲酒造が経営する「道の駅・酒蔵」や宿泊させていただいた「亀嵩温泉・玉峰山荘」においても、第3セクターの経営でよく言われる接客の甘さは徹底も感じられなかった。むしろ、丁重ななかにも熱意が感じられ、地元で働くことの喜びと誇りすら感じられた。

（株）奥出雲仁多米においても当初2年ぐらいは、農家から2万円で買い取った米が予定した価格で販売できず差額を町が補填したこともあったが、その後は順調に売り上げを伸ばし、平成20年には（有）奥出雲椎茸とともに3200万円を町へ寄付しているとのことであった。

差額を補填した時点で町民から批判は無かったのかとの問い合わせに「そのくらいの覚悟が無ければ、何も出来はしない」と言うのが前の町長の考え方であり、一連の事業の全てが前町長の発想を充分な時間をかけ具現化したもののことであった。

全国版「田舎暮らしの本」の誌面で、齢八十二歳にして痛快な御仁と評され、今年の4月で勇退された前町長のカリスマ性も一連の事業実現の原動力だったのでは感じた。

もう一つ原動力があったとすれば奥出雲の特異な地理的条件ではないかと推察する。島根県の東南端に位置し、中国山地の峰を隔てて広島県と鳥取県の北西端に接するという地理的条件から、古くから他の地域に依存せず暮らしていこうという意識が醸成されたのではないだろうか。そうした地域性があればこそ町民の理解が得られ実現したのではないだろうかと感じた。

今回の視察での、奥出雲町の方式がそのまま本町で理解されるかは疑問であるが、奥出雲町の事業実施までのプロセスを徹底して分析をしたうえでの計画立案、やると決めたら不退転の決意で臨むその姿勢は大いに参考になった。

まさに、これから的地方自治体の運営は経営であることを痛感させられた視察であった。

セクターナ	従業員の状況			売上高 (千円)	町への寄付金 (千円)	経常利益 (千円)	資本金 (千円)	資本金内訳 (%又は千円)	備考
	正規	嘱託パート	計						
㈱奥出雲振興	31	74	105	712,028	-	234	160,000	町100%	
内訳①玉峰山庄	26	43	69	466,111		1,125			
②サイクリングターミナル	4	16	20	87,472		△ 1,268			
③特産市	0	4	4	94,112		4,792			
④ツライ船通山	1	11	12	64,333		△ 4,415			
街道の駅おろちループ	5	3	8	49,391	-	△ 3,412	30,000	町100%	
奥出雲酒造㈱	5	5	10	126,692	-	50	100,000 +仁多米40,000	奥出雲酒製販60,000 +仁多米40,000	9月末決算
㈲奥出雲椎茸	89	67	156	1,528,393	20,000	11	99,000	町100%	
奥出雲交通㈱	16	4	20	86,726	-	1,040	50,000	町48,000(96%) 一畑電鉄2,000	9月末決算(経常利益は市町 補助金+11,836含む)
奥出雲仁多米㈱	10	1	11	460,933	12,000	3,112	200,000	町100%	
㈱仁多堆肥センター	2	13	15	28,139	-	11	30,000	町100%	
合 计	158	167	325	2,992,302	32,000	1,046	669,000	資本金の純計は569,000千円	

\*従業員の状況のうち、従業員数は平成21年4月1日現在の数。  
\*\*経常利益は税引後の金額を計上。

視察地 広島県神石高原町

1 観察年月日 平成 21 年 8 月 5 日 (水)

## 2 観察の目的

- (1) 地域資源を活かした交流人口の拡大について
- (2) 大学等との連携による地域の活性化について

## 3 観察地の概要

平成 16 年 11 月に油木町、神石町、豊松村、三和町の合併により誕生した町であり、広島県の東端に位置し、岡山県との県境に位置する町である。また、「人と自然が輝く高原のまちづくり」を掲げて、「住民と行政との協働により、地域の多様な資源を継承した個性的で活力あるまちづくり」を推進し、集落を再編した町内 31 自治振興会とともにその実現をめざしている。

### 神石高原町の町勢（平成 21 年 8 月現在）

人口	11,282 人
	(男性 5,376 人 女性 5,906 人)
世帯数	4,210 世帯

## 4 地域資源を活かした交流人口の拡大について

### (1) 事業の開始と経緯

神石高原町の「ながの村」は、帝釈峠に接する世帯数 87 戸、人口 241 人、高齢化率 45.2% の集落であり、地区住民が名づけた住民自治組織の通称である。平成 3 年集落機能の低下に危機感を抱いた地元若者有志が、地域の活性化と集落の維持を目的に「永野村を考える会」を結成。これまで幻の鍾乳洞の発掘調査活動、渓谷コンサートや住民手作りによる公園整備など様々な活動やイベントを開催してきた。

平成 14 年に廃校となった小学校が改修され、都市農村交流の拠点「ふれあいセンターながの村」として生まれ変わり、平成 15 年から「ながの村自治振興会」が町から指定を受けて管理している。ながの村自治振興会の自治活動やふれあいセンターの運営はすべて通称「ながの村」と呼び、その村長は、総合ディレクター的な役割を担う人材として、公募により選出した。

「ながの村」では、各種の自治活動、イベント開催や国際交流を実施し、

広報誌「ながの村」を毎月発行している。ふれあいセンターの宿泊客は平成15年の379人が平成19年には3,104人と年々増加、特に中国からの研修生が宿泊研修に利用し始めてから急増している。

## (2) 主な事業の内容

### ア ふれあいセンター「ながの村」の管理・運営

廃校になった小学校を再生した宿泊研修施設であり、校舎の趣を活かしたつくりは、素朴でどこか懐かしい雰囲気がある。県内各地の家族連れなどに利用され、運営は、全て運営委員会が担当し地元の高齢者手作りの手芸品も販売し、地域の活動拠点としても利用している。

### イ グリーンツーリズム構想の策定

国定公園帝釈峡を抱えた永野地区を中心に様々な地域の自然・生活・文化を大切な資源として位置づけ、地域の活性化、都市と農村との交流を図り、コミュニティー形成や地域経済の活性化を促進していくことを基本として策定された。

### ウ 幻の鍾乳洞探検

平成4年に県が「史跡名勝天然記念物調査報告書」に記載されている幻の鍾乳洞を調査したところ、下帝釈に眠る貴重な観光資源を掘り起こすことができた。少しでも多くの人を永野に呼ぼうと、この鍾乳洞を利用しながらイベントを開催している。

### エ 花面公園整備

下帝釈有効利用を目的にした整備計画を町に提案し、花木の植樹、観光案内板設置などを実現することができた。ここを利用した「清流コンサート」も開催している。整備により、ロッククライミングのメッカとしても知られるようになった。

### オ 神石・永野ウォーキングマップ作成

永野地区の知られざる名所を記載したマップを住民が作成したものである。四季折々に変化する風景が目に浮かぶような、地元の住民だからこそ知っている情報が満載のマップである。

### カ 広報誌『ながの村』の毎月発行

4頁の紙面に「ながの村」の自慢（地区内の民家の屋根裏に野生のフクロウが誕生し、巣立ちを助けるおばあちゃんが全国テレビで生中継される）など、人物紹介や交流の内容を掲載してあり好評である。

## 5 大学等の連携による地域の活性化について

### (1) 事業の開始と経緯

「ふれあいセンターながの村」村長の人脈ネットワークを活用し、平成17年から福山平成大学の学生を「ながの村」自治振興会の運動会に招待し、活性化を図っている。また、比治山大学の先生が17年以降毎年、学生を30人程連れて現地研究に来訪するようになった。地域住民による活動発表や大学生との意見交換などにより交流が行われている。これにより、「ながの村」は、こうした交流を通して村の活性化が図られ、大学側は、現場での研究活動により学生が生き生きと研究する、という双方のメリットが生じている。

### (2) 主な事業の内容

#### ア 運動会の実施

中国人35名と福山平成大学学生11名の特別参加で計200名以上の参加があった。多くの大学生は運動会前日に民泊をして永野地区の住民と交流を行っている。

#### イ 地域住民との交流会の実施

比治山大学の学生が現地研究のため来訪するようになり、地域住民による活動発表や大学生との意見交換などが行われている。

## 6 課題と方向性

### (1) 頑張っている取り組みを認め応援できるような行政の仕組みづくり

旧神石町が町村合併により神石高原町となってから、同活動に対する行政支援が縮小された。町内すべての自治振興会を横並びで扱うのではなく、地域で継続的に頑張っている活動を行政がきちんと認めて応援してくれる仕組みづくりが必要である。

### (2) 担い手の高齢化による後継者問題

メンバーは50歳以上が中心であるため、今後の活動の継続・発展のためには後継者の育成・確保が課題である。

### (3) 住民意識等の変化による評価の必要性の検討

取り組みの効果は「ふれあいセンターながの村」の施設の受け入れ人数や経営状況だけで判断するのではなく、地域のお年寄りの生きがいにつながったか、考え方か変わったかなどにも現れるはずである。住民意識の変化による取り組みの評価も必要である。

### (4) 不慮の事故等による責任の所在の明確化

「ながの村」で現在問題となっているのは、事故時の対応や校庭にある遊具の安全性などである。施設自体は町の所有物だが、管理を委託されているのは「ながの村（自治振興会）」であり、今後は、責任の所在等について、町と話し合っていく必要がある。

## 7 考察

「ながの村」は、過疎・高齢化による集落機能の低下に危機感を抱いた地元有志が、集落の維持を目的として立ち上げた会である。多くのその趣旨、目的に賛同する方々の結集である。「ながの村」では、運動会、夏祭り、村祭り、クライマーとの合同の公園整備、地元老人会、同好会との国際交流会などで、本来のセンターの機能である交流の拠点として活用されている。特に運動会での住民の感想を聞くと「学生の参加で今までにない明るさと元気が出てきた。多くの方との交流ができることが、ながの村の財産と感じられた。」また、「運動会が国際交流の場になっていると実感した。」など、地域住民の意識の変化が伺える。また、大学生を自分の家族のように受け入れ泊させた地域の方が、「今度は、彼女と一緒に泊まりに来てほしい。」と言ったところ、それを実行した大学生がいたという話を聞かされ、地域おこしの熱意が伝わった。

このように、具体的にゆるやかではあるが、しっかりとした成果をあげることができたのは、地域の方々の力はもとより、村長の人徳、存在感にあるように感じた。地域住民自らが主体性を持ち、自主的な活動を通して、「自分たちのことは、自分たち自らの力でやっていかなければいけない」と言うことを、地域住民がお互いに共有しながらその仕組みづくりを行ってきたからだと感じた。村長をはじめ理解ある方々により、今も引き続き継続し活動しているが、維持継続のために町の支援はこれからも必要と考えられる。

全国的には、人と人とのつながりが希薄化の傾向にあるが、ながの村自治振興会においては、地域住民が主体性を持って、他との交流や大学等との連携をテーマとした各種活動を通して、地域に活気を生み出していることは、本町においても学ぶところがある。